

岩 手 県 林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 要 綱 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
岩手県林地開発許可制度実施要綱	岩手県林地開発許可制度実施要綱
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">平成 10 年 2 月 24 日 森第 1411 号</p> <p style="margin: 0;">平成 12 年 3 月 31 日 森第 1376 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">林業水産部長通知</p> <p style="margin: 0;">平成 15 年 4 月 22 日 森第 132 号</p> <p style="margin: 0;">平成 18 年 7 月 20 日 森保第 452 号</p> <p style="margin: 0;">平成 19 年 12 月 21 日 森保第 1135 号</p> <p style="margin: 0;">平成 22 年 3 月 31 日 森保第 1668 号</p> <p style="margin: 0;">平成 25 年 8 月 22 日 森保第 683 号</p> <p style="margin: 0;">平成 26 年 3 月 3 日 森保第 1542 号</p> <p style="margin: 0;">平成 26 年 6 月 27 日 森保第 376 号</p> <p style="margin: 0;">平成 28 年 3 月 1 日 森保第 1698 号</p> <p style="margin: 0;">平成 29 年 3 月 1 日 森保第 1452 号</p> <p style="margin: 0;">令和 2 年 2 月 28 日 森保第 1235 号</p> <p style="margin: 0;">令和 2 年 5 月 29 日 森保第 258 号</p> <p style="margin: 0;">令和 3 年 3 月 31 日 森保第 1399 号</p> <p style="margin: 0;">令和 5 年 3 月 30 日 森保第 1519 号</p> <p style="margin: 0;">最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 森保第 1530 号</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">農林水産部長通知</p>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">平成 10 年 2 月 24 日 森第 1411 号</p> <p style="margin: 0;">平成 12 年 3 月 31 日 森第 1376 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">林業水産部長通知</p> <p style="margin: 0;">平成 15 年 4 月 22 日 森第 132 号</p> <p style="margin: 0;">平成 18 年 7 月 20 日 森保第 452 号</p> <p style="margin: 0;">平成 19 年 12 月 21 日 森保第 1135 号</p> <p style="margin: 0;">平成 22 年 3 月 31 日 森保第 1668 号</p> <p style="margin: 0;">平成 25 年 8 月 22 日 森保第 683 号</p> <p style="margin: 0;">平成 26 年 3 月 3 日 森保第 1542 号</p> <p style="margin: 0;">平成 26 年 6 月 27 日 森保第 376 号</p> <p style="margin: 0;">平成 28 年 3 月 1 日 森保第 1698 号</p> <p style="margin: 0;">平成 29 年 3 月 1 日 森保第 1452 号</p> <p style="margin: 0;">令和 2 年 2 月 28 日 森保第 1235 号</p> <p style="margin: 0;">令和 2 年 5 月 29 日 森保第 258 号</p> <p style="margin: 0;">令和 3 年 3 月 31 日 森保第 1399 号</p> <p style="margin: 0;">令和 5 年 3 月 30 日 森保第 1519 号</p> <p style="margin: 0;">令和 5 年 3 月 31 日 森保第 1530 号</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">農林水産部長通知</p> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;"><u>最終改正 令和 8 年 4 月 14 日 森保第 78 号</u></p>
<p>第 1 条 ～ 第 18 条 [略]</p> <p>附 則</p> <p style="padding-left: 40px;">[中略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>第 1 条 ～ 第 18 条 [略]</p> <p>附 則</p> <p style="padding-left: 40px;">[中略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>附 則</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</u></p>

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後																		
別記1 (要綱第3条第2項関係) I [略] II 1～2 [略] 3 事業計画書	別記1 (要綱第3条第2項関係) I [略] II 1～2 [略] 3 事業計画書																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>留意事項等</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項</td> <td>7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発完了後の維持管理方法についても記載すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	留意事項等	適用	1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項	7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発完了後の維持管理方法についても記載すること。		以下 [略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>留意事項等</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項</td> <td>7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発<u>行為の施行中及び開発行為</u>の完了後の維持管理方法についても記載すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	留意事項等	適用	1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項	7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発 <u>行為の施行中及び開発行為</u> の完了後の維持管理方法についても記載すること。		以下 [略]		
記載事項	留意事項等	適用																	
1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項	7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発完了後の維持管理方法についても記載すること。																		
以下 [略]																			
記載事項	留意事項等	適用																	
1～6 [略] 7 防災施設計画で配慮した事項	7 配慮した事項欄には、当該工種を選定した理由、安全性、施工中・施工後の防災対策等について具体的に記載すること。特に、土砂流出防止対策については必ず記載することとし、開発 <u>行為の施行中及び開発行為</u> の完了後の維持管理方法についても記載すること。																		
以下 [略]																			
4 添付資料	4 添付資料																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>留意事項等</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他</td> <td>(7) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	留意事項等	適用	1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他	(7) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。		以下 [略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>留意事項等</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他</td> <td><u>(7) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類</u> (8) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	留意事項等	適用	1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他	<u>(7) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類</u> (8) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。		以下 [略]		
記載事項	留意事項等	適用																	
1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他	(7) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。																		
以下 [略]																			
記載事項	留意事項等	適用																	
1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他	<u>(7) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類</u> (8) 申請者（会社または開発行為者）自らが防災措置を講ずる施行者となる場合は、12(1)、12(2)、12(5)、12(6)についても添付すること。																		
以下 [略]																			
記載例1～3 [略]	記載例1～3 [略]																		
添付資料一覧表	添付資料一覧表																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付資料名</th> <th>資料No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他 以下 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付資料名	資料No.	1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他 以下 [略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付資料名</th> <th>資料No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他 以下 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付資料名	資料No.	1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他 以下 [略]											
添付資料名	資料No.																		
1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] (新設) (7) その他 以下 [略]																			
添付資料名	資料No.																		
1～10 [略] 11 会社（開発行為者）に関する資料 (1)～(6) [略] <u>(7) 誓約書</u> (8) その他 以下 [略]																			

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>記載例 4～7 [略]</p> <p>(新設)</p>	<p>記載例 4～7 [略]</p> <p><u>記載例 8</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>誓 約 書</u></p> <p style="text-align: center;">岩手県知事 様 <u>(広域振興局長)</u></p> <p style="text-align: center;">住 所 <u>(申請者)</u> 氏 名</p> <p><u>私は、森林法第 10 条の 3 第 1 項の規定により開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けておらず、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約します。</u></p>

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後																								
<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>1 残置森林及び造成森林</p> <p>(1) 残置森林及び造成森林の配置 [中略]</p> <p>表-1</p> <table border="1" data-bbox="133 541 1335 1071"> <thead> <tr> <th>開発行為の目的</th> <th>残置森林率又は森林率</th> <th>森 林 の 配 置 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[中略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）</td> <td>森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</td> <td>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～5 [略]</p> <p>(新設)</p> <p>6 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>7 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。森林率は、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、上記のように成林の見込みのないものは対象としないものとする。ただし、住宅団地の造成の場合には、これらの土地について緑地として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) その他 残置森林及び造成森林は、開発行為の完了後、市町村長との協定等に基づき適正な管理を行い、健全な森林として維持すること。</p>	開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等	[中略]			工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	以下 [略]			<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>1 残置森林及び造成森林</p> <p>(1) 残置森林及び造成森林の配置 [中略]</p> <p>表-1</p> <table border="1" data-bbox="1484 541 2686 1396"> <thead> <tr> <th>開発行為の目的</th> <th>残置森林率又は森林率</th> <th>森 林 の 配 置 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[中略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）</td> <td><u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</u> <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u></td> <td>1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域以内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、4のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。</td> </tr> <tr> <td>以下 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～5 [略]</p> <p><u>6 太陽光発電設備の「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u></p> <p>7 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>8 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。森林率は、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、上記のように成林の見込みのないものは対象としないものとする。ただし、住宅団地の造成の場合には、これらの土地について緑地として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>残置森林及び造成森林の維持管理</u> 残置森林及び造成森林は、開発行為の完了後、市町村長との協定等に基づき適正な管理を行い、健全な森林として維持すること。</p>	開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等	[中略]			工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</u> <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域以内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、4のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。	以下 [略]		
開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等																							
[中略]																									
工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。																							
以下 [略]																									
開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等																							
[中略]																									
工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</u> <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域以内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、4のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。																							
以下 [略]																									

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>また、開発行為中における残置森林は現状のまま残置することが原則であるが、災害等による荒廃、過密による成育不良等により必要な場合は、下刈、除伐等の保育、補植、間伐（最大30%以内）を行うことができるものとする。</p> <p>2～7 [中略] (新設)</p>	<p><u>なお、当該森林については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、開発行為は原則許可しないものとする。</u></p> <p>また、開発行為中における残置森林は現状のまま残置することが原則であるが、災害等による荒廃、過密による成育不良等により必要な場合は、下刈、除伐等の保育、補植、間伐（最大30%以内）を行うことができるものとする。</p> <p>2～7 [中略]</p> <p>8 都市計画法等との基準の適合判断</p> <p><u>(1) 災害の防止に係る事項（法第10条の2第2項第1号関係）</u></p> <p><u>開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうち本技術基準にて前項までに定めた基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 水害の防止に係る事項（法第10条の2第2項第1号の2関係）</u></p> <p><u>開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうち本技術基準にて前項までに定めた基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u></p>

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行

表-22 降雨強度式
降雨強度式は、「岩手県雨量統計解析報告書」より求めるものとする。

区域※	確率年	降雨強度式(Cleveland式)	標準流達時間(分)当たり 降雨強度(mm/h)		
			10分	20分	30分
盛岡	10	480.02 / (t ^{0.58} + 0.934)	101.4	72.5	59.1
	20	478.02 / (t ^{0.55} + 0.617)	114.8	82.3	67.2
	30	494.90 / (t ^{0.54} + 0.586)	122.1	87.9	72.1
	50	522.10 / (t ^{0.53} + 0.598)	131.0	95.1	78.4
	100	505.25 / (t ^{0.50} + 0.365)	143.3	104.5	86.5
宮古	10	438.64 / (t ^{0.50} + 1.076)	103.5	79.1	66.9
	20	474.59 / (t ^{0.49} + 0.867)	119.9	91.1	77.0
	30	509.85 / (t ^{0.49} + 0.854)	129.3	98.2	82.9
	50	520.82 / (t ^{0.48} + 0.667)	141.3	106.7	90.1
	100	576.31 / (t ^{0.48} + 0.648)	157.1	118.6	100.0
大船渡	10	546.63 / (t ^{0.55} + 1.389)	110.7	83.0	69.4
	20	610.36 / (t ^{0.55} + 1.257)	127.0	94.6	78.8
	30	686.02 / (t ^{0.56} + 1.411)	136.1	101.4	84.4
	50	733.46 / (t ^{0.56} + 1.331)	147.8	109.7	91.1
	100	799.94 / (t ^{0.56} + 1.259)	163.6	121.0	100.3
一関	10	730.13 / (t ^{0.66} + 2.509)	103.1	75.0	61.1
	20	655.34 / (t ^{0.62} + 1.326)	119.3	84.7	68.5
	30	659.48 / (t ^{0.61} + 1.073)	128.1	90.5	73.0
	50	596.31 / (t ^{0.58} + 0.459)	139.9	97.1	78.0
	100	549.95 / (t ^{0.55} - 0.015)	155.6	106.2	84.9
二戸	10	690.88 / (t ^{0.65} + 3.306)	88.9	67.0	55.6
	20	606.65 / (t ^{0.60} + 1.898)	103.2	76.5	63.2
	30	555.80 / (t ^{0.57} + 1.264)	111.6	82.0	67.7
	50	485.69 / (t ^{0.53} + 0.573)	122.6	88.9	73.2
	100	361.15 / (t ^{0.46} - 0.275)	138.4	97.8	80.2
久慈	10	865.22 / (t ^{0.61} + 5.852)	87.2	71.7	62.6
	20	1,059.20 / (t ^{0.60} + 6.793)	98.3	82.6	73.1
	30	1,308.22 / (t ^{0.61} + 8.473)	104.3	89.1	79.6
	50	1,777.11 / (t ^{0.63} + 11.672)	111.5	97.3	88.0
	100	3,474.05 / (t ^{0.70} + 23.878)	120.3	108.5	100.1
遠野	10	1,129.18 / (t ^{0.73} + 7.390)	88.5	69.3	58.3
	20	1,553.94 / (t ^{0.76} + 10.221)	97.3	77.8	66.2
	30	1,881.50 / (t ^{0.78} + 12.419)	102.0	82.6	70.7
	50	2,311.07 / (t ^{0.80} + 15.090)	108.0	88.6	76.3
	100	3,073.32 / (t ^{0.83} + 19.822)	115.6	96.5	83.9

改 正 後

表-22 降雨強度式
降雨強度式は、「岩手県雨量統計解析報告書」より求めるものとする。

区域※	確率年	降雨強度式(Cleveland式)	標準流達時間(分)当たり 降雨強度(mm/h)		
			10分	20分	30分
盛岡	10	507.32 / (t ^{0.59} + 0.774)	108.8	76.5	61.8
	20	561.40 / (t ^{0.58} + 0.661)	125.8	88.5	71.5
	30	578.15 / (t ^{0.57} + 0.545)	135.7	95.4	77.1
	50	605.34 / (t ^{0.56} + 0.451)	148.3	104.3	84.4
	100	651.22 / (t ^{0.55} + 0.382)	165.7	116.8	94.7
宮古	10	363.57 / (t ^{0.46} + 0.505)	107.3	81.3	68.8
	20	342.05 / (t ^{0.42} + 0.096)	125.5	94.6	80.1
	30	313.17 / (t ^{0.39} - 0.155)	136.2	102.3	86.7
	50	292.40 / (t ^{0.36} - 0.337)	149.6	112.3	95.4
	100	262.37 / (t ^{0.32} - 0.527)	168.0	126.1	107.4
大船渡	10	550.49 / (t ^{0.55} + 1.187)	116.3	86.3	71.7
	20	615.70 / (t ^{0.55} + 1.054)	133.8	98.5	81.6
	30	652.17 / (t ^{0.55} + 0.980)	144.0	105.6	87.3
	50	698.67 / (t ^{0.55} + 0.908)	156.8	114.5	94.4
	100	761.28 / (t ^{0.55} + 0.829)	173.9	126.4	104.0
一関	10	774.61 / (t ^{0.67} + 2.910)	102.1	74.8	61.1
	20	820.78 / (t ^{0.66} + 2.425)	117.3	85.1	69.2
	30	824.78 / (t ^{0.65} + 2.071)	126.1	90.8	73.7
	50	837.95 / (t ^{0.64} + 1.746)	137.1	98.0	79.3
	100	816.18 / (t ^{0.62} + 1.177)	152.7	107.6	86.7
二戸	10	611.81 / (t ^{0.63} + 2.496)	90.5	67.2	55.5
	20	536.68 / (t ^{0.58} + 1.283)	105.5	77.0	63.3
	30	488.71 / (t ^{0.55} + 0.712)	114.7	82.7	67.8
	50	424.74 / (t ^{0.51} + 0.116)	126.7	89.9	73.5
	100	333.66 / (t ^{0.45} - 0.499)	143.9	99.6	81.0
久慈	10	814.65 / (t ^{0.59} + 5.548)	86.3	71.4	62.7
	20	1,089.16 / (t ^{0.59} + 7.315)	97.2	82.7	73.8
	30	1,292.14 / (t ^{0.59} + 8.595)	103.5	89.4	80.6
	50	1,919.20 / (t ^{0.62} + 13.181)	110.6	98.0	89.6
	100	4,671.95 / (t ^{0.72} + 33.809)	119.6	110.0	102.9
遠野	10	1,547.46 / (t ^{0.78} + 10.847)	91.7	73.0	61.8
	20	3,352.92 / (t ^{0.89} + 25.599)	100.5	83.9	72.5
	30	5,386.05 / (t ^{0.96} + 42.046)	105.3	90.1	78.9
	50	10,335.85 / (t ^{1.06} + 81.726)	110.9	97.8	87.2
	100	28,185.10 / (t ^{1.22} + 221.846)	118.2	108.2	98.8

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行						改 正 後							
千 厩	10	1,634.82	／ (t [^] 0.81 + 10.804)	94.7	73.9	61.6	千 厩	10	<u>968.04</u>	／ (t [^] <u>0.69</u> + <u>5.212</u>)	<u>95.8</u>	<u>73.8</u>	<u>61.8</u>
	20	2,167.82	／ (t [^] 0.84 + 13.224)	107.6	84.7	70.8		20	<u>1,288.55</u>	／ (t [^] <u>0.72</u> + <u>6.602</u>)	<u>108.7</u>	<u>84.5</u>	<u>70.9</u>
	30	2,440.74	／ (t [^] 0.85 + 14.135)	115.1	90.7	75.9		30	<u>1,451.76</u>	／ (t [^] <u>0.73</u> + <u>7.126</u>)	<u>116.2</u>	<u>90.5</u>	<u>76.0</u>
	50	2,771.77	／ (t [^] 0.86 + 15.012)	124.5	98.4	82.4		50	<u>1,645.34</u>	／ (t [^] <u>0.74</u> + <u>7.592</u>)	<u>125.7</u>	<u>98.1</u>	<u>82.3</u>
	100	3,204.22	／ (t [^] 0.87 + 15.918)	137.3	108.7	91.0		100	<u>1,903.33</u>	／ (t [^] <u>0.75</u> + <u>8.110</u>)	<u>138.6</u>	<u>108.3</u>	<u>90.9</u>
注) 岩手県雨量統計解析報告書(令和2年4月)(以下「報告書」という。)による。 なお、標準流達時間10分及び30分当たりの降雨強度は報告書によるものとし、20分当たりの降雨強度は上記降雨強度式により算定するものとする。 区域は降雨強度式適応区域図を参照すること。						注) 岩手県雨量統計解析報告書(令和7年4月)(以下「報告書」という。)による。 なお、標準流達時間10分及び30分当たりの降雨強度は報告書によるものとし、20分当たりの降雨強度は上記降雨強度式により算定するものとする。 区域は降雨強度式適応区域図を参照すること。 <u>岩手県雨量統計解析報告書が更新された場合は、最新のもの参照すること。</u>							